

J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款 (家事トク料金コース)

J:COMガス Supplied by 大阪ガス 個別約款
(家事トク料金コース)

2026年10月1日実施

JCOMマーケティング株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料金	1
4. 割引制度	1
5. 精算	2
6. 設置確認及び解約等	2
7. その他	3
料金表	4
付則	8

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家事トク料金コース」とは、J:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴乾」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
- (3) 「ガス衣類乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し、衣類等を乾燥させることを主な目的とした燃焼機器、若しくはエネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して衣類等の乾燥を行うことを主な目的としたシステムをいいます。
- (4) 「家庭用ガス機器保証サービス等」(以下「ガス機器保証サービス等」といいます。)とは、大阪ガスが別途指定する家庭用ガス機器の保証サービス、リース契約、住まいの駆けつけサービス等をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、浴乾又はガス衣類乾燥機を使用する需要で、お客さまが家事トク料金コースを希望される場合に適用いたします。

3. 料金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又はJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。

4. 割引制度

- (1) 本個別約款を適用されているお客さまで、イの割引種別の適用条件を満たすお客さまに対しては、3に定める料金から1か月につきロの割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

イ 割引種別

割引種別は次のとおりといたします。

割引種別	適用条件	割引率
① ガス機器保証サービス等	家事トク料金コースの需要場所においてガス機器保証サービス等の適用を受けていること	2パーセント

ロ 割引額

割引額＝3に定める料金×イの割引率（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が4,400円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。また、適用する割引の変更についても、原則として、お客さまより当社へご連絡いただきます。なお、割引の変更日は、お申し込みがあった日以降最初の定例検針日といたします。

5. 精算

- (1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）及び6（3）において同じ。）までさかのぼってJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般Sコース）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。
- (2) 4の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. 設置確認及び解約等

- (1) 当社又は大阪ガスは、浴乾・ガス衣類乾燥機が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、新たに申し込みをされたお客さまについては、当社は家事トク料金コースの申し込みを承諾しない又は申し込まれた割引の適用を行わないこととし、既に家事トク料金コースを締結されているお客さまについては、他の契約種別への変更、契約の廃止又は適用されている割引の変更等の手続きを行っていただきます。
- (2) 浴乾・ガス衣類乾燥機を取り外した場合若しくは使用しなくなった場合、又はガス機器保証サービス等のご利用がなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、浴乾及びガス衣類乾燥機を取り外した場合若しくは使用しなくなった場合は、家事トク料金コースから他の契約種別への変更又は契約の廃止等の手続きを行っていただきます。ガス機器保証サービス等のご利用がなくなった場合は、適用されている割引の変更手続きを行っていただきます。なお、当社又は大阪ガスは、ガス機器保証サービス等のご契約状況またはご利用状況を確認させていただく場合があります。
- (3) (1)又は(2)に基づく解約日又は割引の変更日は、当社が2又は4に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して以降最初の定例検針日といたします。

7. その他

その他の事項については、J:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款を適用いたします。

料金表

料金表 I 基本料金等

第1表 ガス利用料

1. 適用区分

料金表A ご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ご使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E ご使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F ご使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表G ご使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表H 1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,262.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.57円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,263.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.55円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,358.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	140.66円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,834.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.90円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,838.35円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.88円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,842.33円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.87円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,847.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.86円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,857.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.85円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 延滞手数料 400 円 (税込 440 円)

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2022年4月1日から実施いたします。

(実施期日)

この改正規定は、2022年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年10月1日から実施します。

ただし、5(1)の規定は、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日が2026年10月末日以前の場合、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日から2026年10月定例検針日までの期間の使用量に基づく料金に関しては、「一般Sコース」を「一般コース」に読み替えるものといたします。